訴　　　状

令和元年○○月○○日

○○簡易裁判所　御中

原　　　　　　　　告　　　　株式会社山田電気工事

上記代表者代表取締役　　　　山　　田　　太　　郎　印

〒111-1111　○○市○○町１－２－３４（送達場所）

　　　　　　　　　　原　　　　 　　　 告　　　　株式会社山田電気工事

　　　　　　　　　　上記代表者代表取締役　　　　山　　田　　太　　郎

電話番号　０１１－１１１－１１１１

Ｆ Ａ Ｘ　０１１－１１１－１１１２

〒111-1112　○○市○○町２－２－２２

　　　　　　　　 　 被　　　　　　　　告 　　株式会社川田建築

上記代表者代表取締役　　　　川　　田　　次　　郎

請負代金請求事件

訴訟物の価額　　　　金１２０万円

 　　金１万１０００円

１　被告は、原告に対し、金１２０万円及びこれに対する平成３０年７月１日から支払済みまで年６％の割合による金員を支払え。

２　訴訟費用は被告の負担とする。

との判決並びに仮執行宣言を求める。

１　当事者

原告は、電気工事等を業とする株式会社である（甲１）。

被告は、建築一式工事を業とする株式会社である（甲２）。

２　本件請負契約

被告は、訴外株式会社Aから請け負った名古屋市中区○○におけるＢ店舗新築工事のうち、電気設備工事（以下「本件工事」という）について、平成３０年１月２５日、工事代金を１２０万円、支払期日を引渡月末締め翌月末日限りとする約定により、原告に発注し、被告はこれを請け負った（以下「本件請負契約」という。甲３，４）。

３　工事の完成及び引渡

原告は、平成３０年２月１５日、本件工事に着手し、同年５月７日、これを完成させ、被告に引渡した。

４　工事代金の不払い

　　原告は、平成３０年５月２５日、被告に対し、本件請負契約に基づく代金として１２０万円の支払を請求した（甲５）。ところが、支払期日である同年６月末日を経過しても、被告は、本件工事代金を支払わない。

５　よって、原告は、被告に対し、本件請負契約に基づく請負代金及び商事法定利息に基づく遅延損害金として、請求の趣旨記載の金員の支払いを求める。

証　拠　方　法

甲第１号証　履歴事項全部証明書

甲第２号証　履歴事項全部証明書

甲第３号証　見積書

甲第４号証　ＦＡＸ送信書

甲第５号証　請求書

付　属　書　類

１　訴状副本　　　　　　　　　　　　１通

２　資格証明書 ２通

３　甲各号証の写し　　　　　　　　各２通

４　証拠説明書　　　　　　　　　　　２通